

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

年 月 日

水戸市農業委員会会長 様

届出者

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

記

1 届出者の 住所、職業	住 所				職 業				
2 土地の 所在、地 番、地目、 面積及び 所有者並 びに耕作 (利用)者 の氏名	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地所有者		耕作(利用)者	
			登記簿	現況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	筆		㎡ (田	筆		㎡、畑	筆	㎡)
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要									
5 添付書類、その他の参考となるべき事項	(1) 土地の位置を示す図面(住宅地図等) (2) 土地の登記事項証明書(発行から3か月以内の全部事項証明書) ※登記事項証明書の添付を省略できます。詳細は、次ページの記載内容をご参照ください。 (3) 委任状(代理人が提出する場合) (4) 登記名義人の住所と現住所が異なる場合は、登記名義人の住所から現住所までつながる書類(住民票等) (5) その他(必要に応じて必要となる書類)								

(記載要領)

- 1 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(添付書類)

届出書中「5 添付書類 (5)その他 (必要に応じて必要となる書類)」について

- ・届出地が一筆の内的一部分である場合には、届出地の測量図
- ・届出地が土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定がなされている場合には、仮換地指定通知書の写し又は仮換地証明書
- ・届出農地が耕作農地として賃貸借の目的になっている場合には、当該賃貸借が解約されたことを証する書面

土地の登記事項証明書を添付省略する場合の注意事項及びお願い事項

1 最新の登記情報をご確認ください。

届出時点の最新の登記情報(土地の地番、地目、地積、所有者住所・氏名)を必ずご確認の上、届出書に記入してください。記入内容が誤っている場合、交付まで時間がかかる場合がございます。

※所有者の現住所と登記事項証明書上の住所が異なる場合は、住所の履歴が確認できる住民票・戸籍の附票等を添付してください。

2 1に使用した登記情報が分かる物の写し等を参考に添付してください。

※インターネットを介した登記情報提供サービスを利用して登記情報を確認している場合、プリントアウトのうえ参考として添付してください。

※登記事項証明書がある場合、写しを参考として添付してください。

3 受付にお時間をいただきます。

受付時にシステム照合を行うため、登記事項の確認に必要なお時間をいただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。

4 登記手続き中のものは登記情報の確認ができません。

法務局で登記申請中の土地については、システムによる照会ができませんので登記完了後に手続きしてください。

5 登記情報の提供はできません。

登記情報連携システムは「内容の確認」のために利用するものです。農業委員会から申請者に情報を提供することや、閲覧のご要望にはお応えいたしかねます。

6 登記情報連携システム障害等の場合

システム障害等により登記情報の確認ができない場合は、原本の提出をお願いする場合がございます。